

令和6年度 県産木材スタディーツアー等委託業務 企画提案募集要領

1 募集の目的及び概要

(1) 目的

木材は再生可能な資源であることから、森林・林業及び木材産業がSDGs(2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標)に多く貢献しているとして再注目されている。本県においても、県産木材の利用推進に係る普及活動を通して、県民への森林・林業の理解は広がりつつある。

しかし、多種多様な樹種を有する本県の木材の特性及び木目・色合いなどといった特徴や利活用方法については、未だに認知度は低い現状にある。

本委託業務では、以下の事業を実施した上で、高校生へ県産木材の使う意義及び県産木材の良さを学ぶためのツアーについて課題と今後の展望について検証する業務である。

(※下線部は仕様書の4の(5)業務報告より)

ア 高校生向けのツアーを高等学校(農業、工業等)の教諭等に体験してもらい、ツアーの課題や改善点等を収集する

イ 現役高校生へ県産木材を実際に使用しその良さを体験してもらい、県産木材に対する考え方などを調査する

(2) 事業期間

令和6年度(単年) ※履行期間は、契約締結の日から令和7年3月21日までとする。

(3) 予算について

本委託業務に係る予算(R6)は1,483,000円(消費税及び地方消費税含む)とし、この範囲内で効果的かつ効率的な業務を提案すること。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であることから、実際の契約金額とは異なることがある。

2 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 本公募要領や別添仕様書に記載された趣旨をすべて了解する者であること。
- (3) 県税等の納付義務を有する事業者においては、滞納がないこと。
- (4) 参加表明書提出の日以前6ヶ月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

なお、参加表明書提出後、契約締結日までに不渡り手形等を出している場合は、候補者を取り消しし、次点の提案者を候補者に繰り上げることとする。

- (5) 参加資格表明書の提出から契約締結日までに指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。また、契約締結日までに会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更正又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。
- (6) 単独で本委託業務を実施する場合は、沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置している法人であること。共同事業体で本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者が必ず1者以上参加していること。
共同企業体の代表者(幹事企業)は、構成員のうち最大の業務能力を有し、出資割合30%以上であることとし、全ての構成員は、出資割合が30%以上あること。

- (7) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、共同事業体にあたっては、代表者(幹事企業)は主たる担当者を1名以上、他の構成員はそれぞれ1名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
なお、「主たる担当者」には、(8)で規定する実績を有する者を配置すること。
- (8) 国、地方公共団体又はそれに準じる団体(独立行政法人等)が発注した、本委託業務と類似する業務の受託実績もしくは主担当として業務を遂行した実績を過去5年間(令和元年度～令和5年度)に1件以上有している企業等もしくは主担当実績を有する者が所属していること。
類似する業務とは、実施場所を沖縄県内とし、普及啓発に係るツアーの企画・運営に関する業務の受託実績を有するものとする。
※主担当としての業務実績があることで応募する場合は、本業務を受託した際、その担当が業務に従事することができる場合に限る。
- (9) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 応募方法等

(1) 参加申込

- ア 申込期限：令和6年11月12日(火)17:00まで
- イ 提出書類：下記「5提出」に係る【参加申込】に該当する書類
- ウ 提出場所：沖縄県 農林水産部 森林管理課(本庁舎9階)
- エ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。提出部数は1部とする。
なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。
※共同事業体での応募の場合、共同企業体協定書【様式9】を提出し、代表事業者が応募を行うこと。
- オ 選定通知：参加申込に係る提出書類により参加資格要件を確認し、審査結果については、令和6年11月28日(木)までに通知する予定である。

(2) 企画提案に関する質問

- ア 質問期限：令和6年11月18日(月)17:00まで
- イ 質問方法：当課あて電子メール(E-mail: aa048210@pref.okinawa.lg.jp)に送付すること。なお、件名を「【質問】令和6年度 県産木材スタディーツアー等委託業務」とすること。メール送信後は念のため電話にて受信確認を行うこと。
- ウ 連絡先：森林管理課 石垣、佐喜眞
- エ 回答方法：森林管理課ホームページ若しくはメール。
※掲載(回答)予定日令和6年11月20日(水)

(3) 企画等提案書提出

- ア 提出期限： 令和6年11月27日(水)17:00(必着)
- イ 提出書類： 下記「5提出」に係る【企画提案】に該当する書類 一式
- ウ 提出場所： 沖縄県 農林水産部 森林管理課(本庁舎9階)
- エ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。提出物は8部(「5提出」を参照)
なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

4 提案内容の要件

業務企画提案仕様書を参照すること。

5 提出

5-1 提出書類様式

- (1) 参加申込書 【様式1】
- (2) 企画提案応募申請書 【様式2】
- (3) 企画提案書(実施方針、フロー、工程計画等) 【様式3-1、3-2】
- (4) 会社概要書 【様式4】
- (5) 実績書 【様式5】
- (6) 積算書 【様式6】
- (7) 誓約書 【様式7】
- (8) 質問書 【様式8】
- (9) 共同企業体協定書 【様式9】
- (10) 参考資料(必要に応じて)

【参加申込】

参加申込に係る提出書類は1部とし、【様式1】【様式4】【様式5】【様式7】を提出すること。また、共同企業体の場合は、【様式9】も提出すること。

【様式4】の会社概要書には2期分の決算書も添付すること。共同企業体の場合は全構成員分添付すること。

共同企業体の場合は、構成員ごとに、【様式4】【様式5】【様式7】を作成の上、提出すること。

【企画提案】

企画提案に係る提出書類は、【様式2】【様式3-1】【様式3-2】【様式6】とし、提出する企画提案書は1案に限る。

提出部数は、各8部とし、原本1部、残り7部は原本写しとすること。

5-2 提出書類の体裁

なお、【様式3-1】、【様式3-2】企画提案書については、上記によらず書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡

潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

5-3 県からの疑義照会

提出のあった企画提案書について、後日県から照会を行うことがある。

6 プレゼンテーション審査

(1) 日時 : 令和6年12月2日(月) (予定)

(2) 場所 : 沖縄県庁 (予定)

(3) 提出された提案書により説明すること。

※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。また、パソコンを活用したプロジェクターによらず、提案資料によりプレゼンテーションすること。

(4) 審査会場への入場者は3名以内とし、提案者における時間は、20分間(プレゼンテーション15分、質疑応答5分)とする。

(5) プレゼンテーションを行う日程及び時間については、令和6年11月28日(木)までに連絡を行う予定とする。

7 審査の方法

(1) 応募数が6者以上の場合は、1次審査(書類審査)を行い、上位5者について2次審査(プレゼンテーション審査)を行う。応募数が5者以下の場合は、全ての業者が2次審査対象となる。

なお、1次審査を行った場合、上位5者から漏れた業者については、その結果を令和6年11月28日(木)までに通知する予定である。

(2) 2次審査については、沖縄県農林水産部森林管理課に設置する企画提案書審査会において、各者のプレゼンテーションについて、業務の趣旨・目的等、専門的視点から審査、採点する。

(3) 総合得点の高い方を上位として、順位付けを行う。この順位を事業者毎に平均し、上位の事業者を特定する。上位の順位が同点の場合は委員の多数決により特定する。

(今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない)

(4) 応募者が1者のみだった際は、採点者全員が6割未満の場合、再公募を行う。

(5) 前項によって第1位となった応募者については、メール等にて通知し、追って書面にて通知する。あわせて次点以下の応募者についても採用の可否について、書面にて通知する。

8 評価基準

審査に当たっては、別紙「企画提案書評価基準」に記載した内容について評価する。

9 スケジュール(予定)

令和6年 11月6日(水)	公募開始
11月12日(火)	参加申込締切
11月13日(水)	参加資格選定通知
11月18日(月)	質問回答締切
11月27日(水)	企画提案書提出締切
11月28日(木)	一次審査結果通知(6社以上提案があった場合)
12月2日(月)	プレゼンテーション審査(予定)
12月3日(火)	特定・非特定通知
12月5日(木) ~	契約

10 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) プレゼンテーションに際しては、3(3)の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) 1事業者(共同事業体)あたり、提案書は1件とする。
- (7) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (8) なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。
- (9) 採択された者が、契約締結日までに採択要件に該当しないこととなった場合、事業者として特定されたことを無効とし、次順位の者を委託候補事業者として繰り上げるものとする。

11 委託企業決定後の業務執行について

(1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

なお、保証金免除にあたり、関連する類似事業を2(5)に記載しているが、具体的内容は契約候補者として決定した後に通知するものとする。

- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

12 お問い合わせ、提出先

沖縄県農林水産部 森林管理課 資源活用普及班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁9階)(閉庁日は除く)
電話番号：098-866-2295
F A X：098-868-0700
Eメール：aa048210@pref.okinawa.lg.jp
担 当：石垣(主)、佐喜眞(副)